

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

(平成7年政令第372号、最終改正 令和2年12月24日政令第378号)

【政府調達協定(WTO協定)について】

(趣旨)

1994年(平成6年)4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「WTO協定」という。平成8年1月1日発効)、2012年(平成24年)3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書(以下「改正協定」という。平成26年4月16日発効)、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(以下「日欧協定」という。平成31年2月1日発効)、「包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定」(以下「日英協定」という。令和3年1月1日発効)その他の国際約束を実施するため、地方公共団体の締結する契約を規定する地方自治法施行令(以下「令」という。)の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとして制定(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(以下「特例政令」という。)第1条)。

(対象範囲)

① 対象団体

都道府県、指定都市及び中核市(特例政令第2条、特例政令第3条)

※これらの団体が加入する一部事務組合・広域連合は適用対象外(特例政令第13条)

② 対象契約

地方公共団体が締結する契約(動産及び著作権法に規定する物品等並びにWTO協定及び改正協定に掲げられている役務又は建設工事)のうち、その予定価格が下記の区分に応じ定められた額以上のもの(特例政令第2条、特例政令第3条、**令和6年1月25日付け総務省告示第19号**)。

ア 物品等 3,600万円 (3,000万円)

イ 建設工事 27億2,000万円 (22億8,000万円)

ウ 技術的サービス 2億7,000万円 (2億2,000万円)

エ その他のサービス 3,600万円 (3,000万円)

※当該基準額は**令和6年4月1日～令和8年3月31日までの契約に適用**。

※()内は令和4年6月1日～令和6年3月31日までの契約に適用。

※中核市については、欧州連合の供給者と締結する契約に対してのみ適用(一部適用対象外あり)。

(主な政令規定事項)

- ① 競争入札参加者の資格に関する公示を年度ごとに行うこと(特例政令第4条:令第167条の5第2項、令第167条の11第3項の特例)
- ② 一般競争入札参加者の資格につき事業所の所在地要件を適用しないこと(特例政令第5条:令第167条の5の2の特例)※中核市は一部例外あり
- ③ 一般競争入札の公告事項及び指名競争入札の公示事項を定めること(特例政令第6条、第7条:令第167条の6、第167条の12第2項、第3項の特例)
- ④ 競争入札参加者に入札説明書を交付すること(特例政令第8条:令規定なし)
- ⑤ 最低制限価格制度を適用しないこと(特例政令第9条:令第167条の10第2項、令第167条の13の特例)
- ⑥ 複数落札入札制度に関すること(特例政令第10条:令規定なし)
- ⑦ 随意契約の事由等を限定すること(特例政令第11条:令第167条の2第1項、第4項の特例)
- ⑧ 落札者等の公示を行うこと(特例政令第12条:令規定なし)